

**住宅向け太陽光発電設備及び蓄電池等の
共同購入事業に係る支援事業者募集要項**

令和 7 年 2 月

宮城県環境生活部 環境政策課

**住宅向け太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る
支援事業者募集要項**

【 目 次 】

1	事業の趣旨	1
2	応募資格	2
3	事業実施の経費	3
4	応募手続	3
5	事業計画書の作成	4
6	質問の受付	5
7	審査方法	5
8	協定	7
9	留意事項	7
10	担当窓口	8

1 事業の趣旨

(1) 事業目的

宮城県（以下「県」という。）では、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目標に掲げ、この目標の着実な実現に向け「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において、地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進しています。

その一環として、太陽光発電設備や蓄電池等（以下「住宅向け太陽光発電設備等」という。）の購入希望者を募り、一括して発注・購入することで設備等導入時の初期費用を低減する事業を実施します。

なお、スケールメリットを最大限に高めるため、目的を同じくする仙台市と共同で事業を実施します。

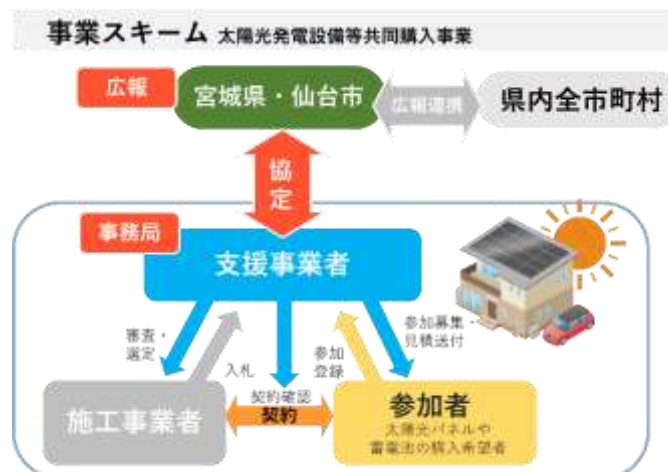
(2) 事業の対象

戸建住宅等への太陽光発電設備等の導入を想定し、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW未満の太陽光発電設備及び蓄電池を対象とします。

(3) 想定する共同購入事業の仕組み

県及び仙台市と協定を締結し、共同購入プランを共創した支援事業者が、太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括施工することによりスケールメリットを働かせ、設備導入時の初期費用の低減を図る取組を想定しています。

このうち、仙台市を除く県内市町村とは、本事業に係る広報に関して連携し、より大きなスケールメリットの実現を目指します。



なお、上記、事業の仕組みによらずとも、「1 事業の趣旨（1）事業目的」の達成に資する効果的な取組を提案することも可能とします。

(4) 支援事業者の業務内容

5に定める事業計画書のとおりとします。

(5) 県及び仙台市の役割

県及び仙台市が有する広報媒体（ホームページ、広報紙等）を活用して、本事業に関する広報等の支援を行うとともに、県は市町村とも連携し、市町村ホームページや広報誌等を活用した広報を推進します。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。

なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 県及び仙台市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 本募集要項等に応ずる業務を履行する能力を有すること。
- (4) 太陽光発電設備等の共同購入事業等（類似の共同購入事業を含む※）の実施実績があること、又は、同事業の施工実績があること。

※ 類似の共同購入事業とは、購入を希望するものを募り、その数を取りまとめた上で、販売する事業者を選定し、購入を希望する者と販売事業者等とのマッチングをサポートする一連の事業をいいます。

なお、実績等については、事業期間中のものも可能とします。

- (5) 住宅向け太陽光発電設備等の施工について精通していること。
- (6) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件及び仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成29年4月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - ・ この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと及び仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（令和2年4月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - ・ 県税（※2）及び仙台市税（※3）その他の租税を滞納していないこと。
 - ※2 県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の都道府県税に読み替える。
 - ※3 仙台市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の

市町村税に読み替える。

- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (8) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。

3 事業実施の経費

本事業に実施に要する経費は、住宅向け太陽光発電設備等の施工事業者等から得る契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県及び仙台市は負担しません。

4 応募手続

(1) 提出先

ア 受付期間：令和7年2月18日（火）から令和7年3月13日（木）まで

イ 提出方法：原則メール（アドレス：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp）とする。

これによらない場合は、事前に提出先（環境政策課）へご相談ください。

ウ 提出先：

環境政策課省エネ・再エネ推進班

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階北側

電話番号：022-211-2664

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 事業者調書（様式3）

エ 応募資格関係確認書類

(ア) 誓約書（応募資格関係）（様式4）

(イ) 法人登記事項証明書・発行日から3カ月以内のもの

(ウ) 宮城県税事務所が発行する県税の納税証明書（完納証明書）・発行から3カ月以内のもの及び仙台市税の納税証明書・発行から3カ月以内のもの

※県内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。仙台市税についても同様に、本店を管轄する市町村が発行するものに代えます。

(エ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（1部）

オ 財務諸表の写し・最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分

(カ) 貸借対照表

(イ) 損益計算書

カ 収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料を含む））（任意様式）

なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること。

(3) 提出書類の返却

提出書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、提出書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同事業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 提出書類は、様式1～4についてはW o r d又はE x c e l形式のファイルで、その他の提出書類についてはP D F形式のファイルで提出してください。

なお、各種証明書については、原本をP D F形式ファイルにしたものを提出してください（応募時に原本を別送する必要はありません）。

ウ 提出書類をメールで提出する際、提出書類のファイルサイズの合計が9MBを超える又はファイルの数が50個を超える場合は、9MB以下及び50個以内のメールに分割して提出するか、事前に提出先（環境政策課）へご相談ください。

エ 書類提出後の差し替えは認めません（県が補正等を求める場合を除く）。

オ 選定された支援事業者は、県及び仙台市と協定書を交わす際に、各種証明書の原本を提出してください。

カ 提出書類に虚偽の記載又は改ざんをした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 事業計画書の作成

以下の項目（①～⑩）について、別添の「住宅向け太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業に係る仕様書案」（以下「仕様書」という。）を参考に事業計画書（様式2）を作成し提出してください。

なお、仕様書によらず、「1 事業の趣旨（1）事業目的」の達成に資する効果的な取組を提案することも可能としますが、その場合、提案者が、提案内容に応じた仕様書案を作成するとともに、以下の項目に可能な限り準拠しながら事業計画書を作成してください。

また、事業の実施に当たっては、県及び仙台市と支援事業者等で都度協議し、関係者の合意の下で実施内容について都度変更する場合があります。

① 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

実施体制図（県、仙台市、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）（任意様式）

- ② 事業の実績について
- ③ 事業実施スケジュールについて
- ④ 購入希望者へ提供するプランについて
- ⑤ 事業の効果を最大限発揮するための広告宣伝について
- ⑥ ホームページの構築及び運用等について
- ⑦ 落札事業者の選定について
- ⑧ 住宅向け太陽光発電設備等の施工及び監理・検査について
- ⑨ 問合せ対応について
- ⑩ リスク管理について
- ⑪ 本提案のポイント（独自提案等）※

※ 本提案において、独自性や優位性の高い取組などについて、①～⑩又は次の「提案を求める視点」などに照らし合わせて記載すること。

【提案を求める視点】

（１）契約者数の増加につながる取組

これまでの事業において、多数の登録者を確保してきた中で、今後は、太陽光発電の更なる導入拡大に向け、契約率を引き上げにつながる効果的な取組の提案を求める。

（２）顧客満足度の向上につながる取組

これまでの事業において、「行政関与による安心感」や「販売施工業者の対応」といった価格以外の面も県民へ訴求しており、建築基準法の改正等といった本事業を取り巻く環境の変化への対応も含め、安心・安全の確保や顧客満足度の向上につながる取組の提案を求める。

（３）地域経済への裨益につながる取組

事業・製品の品質や価格競争性を確保しつつ、販売施工業者等への地元企業の参入などにより、地域の脱炭素化と地域内経済の循環強化につながる取組の提案を求める。

（４）新規需要の更なる掘り起こしにつながる取組

これまでの事業により、太陽光発電設備導入の新規需要を一定程度喚起することが出来たが、本事業を継続するにあたり、新規需要の更なる掘り起こしにつながる提案を求める。

6 質問の受付

（１）受付期間

募集開始日から令和7年2月25日（火）

（２）提出方法

質問書（様式5）を電子メール（アドレス：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp）にて提出してください。質問に対する回答は、県ホームページに掲載し、個別には回答しません。

7 審査方法

（1）審査方法

ア 審査会において、事業計画書評価基準に基づく事業計画書の審査を行い、最も優れた提案をした者を支援事業者として決定します。

イ 提案が3件を超える場合は書面審査により3件を選定したのち、プレゼンテーション方式による審査を実施します。

ウ 提出書類に対する不明点等については、個別に聞き取りを行います。

（2）プレゼンテーション審査

ア 実施日

県が別途指定する日時により、提案者毎に個別で実施します。

イ 実施方法

- ・出席者は4名以内とし、1提案者あたりの提案時間は15分以内とします。
- ・提出した企画提案書や補足資料等を用いて行います。

（3）事業計画書評価基準

大項目	中項目	小項目
① 事業主体 (20点)	実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績	太陽光発電設備等の共同購入事業等に関し、どの程度の実績を有しているか。
② 事業内容 (60点)	住宅向け太陽光発電設備等のプラン	住宅向け太陽光発電設備等の種類・性能・価格は、適切であるか。
	広報活動協力	本事業の広報活動について、有効な計画が策定されているか。
	施工事業者等の選定	財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に住宅向け太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査	住宅向け太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。

	問合せ対応	・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、研修、マニュアルの作成がなされているか。
	リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか。 (購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策等)
③事業者提案 (20 点)	本提案のポイント (独自提案)	本事業の目的達成や効果の最大化に向け、地域や現状の課題の把握・分析や、効果的な取組が提案されているか。
100 点	—	—

※②事業内容のうち、問合せ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載してください。

※審査委員の平均得点が 60 点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、選定委員会の審議で選定します。

※仕様書によらず、「1 事業の趣旨(1) 事業目的」の達成に資する効果的な取組に関する提案があった場合は、その取組の各項目に応じて、上記項目を読み替え、審査を行うこととします。

(4) 審査結果

ア 審査結果については、各申込者に通知します。

イ 支援事業者については、協定締結後、県ホームページにおいて公表します。

ウ 選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

(5) 応募が無効となる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、応募を無効とする場合があります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

イ 提出書類に虚偽の記載又は改ざんがあった場合。

ウ 応募資格に該当しないことが判明した場合。

エ 参加申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合。

オ 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合。

カ 要項に記載の実施事項が事業計画書に記載されていない場合。

8 協定

(1) 協定締結について

ア 支援事業者とは、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合に

は、協定を締結となります。

なお、協議が整わない場合は、次点者と同様の手続きを行います。

また、事業の実施に当たっては、県及び仙台市と支援事業者等で都度協議します。この際、実施内容について変更が生じる場合があります。

イ 支援事業者に決定した日から協定締結の日までの間において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当したときは、協定を締結しないことがあります。

(ア) 県および仙台市の指名停止措置を受けた者

(イ) 県および仙台市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(2) 協定期間について

協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとします。ただし、事業完了が協定の有効期間を超えた場合においては、当該事業については協定に基づくものとします。また、期間満了の1か月前までに当事者うちいずれかから書面による協定終了の申出がない場合は、本協定と同一条件で翌年度末まで継続することとし、以後も同様とします。なお、仕様書に記載の年度については、協定期間を継続した場合は都度、当該年度に読み替えることとします。

9 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・著作権

応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、県及び仙台市は提出書類に記載されたデータを使用できるものとします。

また、本事業の実施に伴い発生する著作権（著作権法第21条から第28条までの権利）は、原則、著作者の許可を得ず、県及び仙台市は無償で使用する事ができるものとします。

(2) 支援事業者は、下記の事項について留意することとします。

ア 支援事業者は、県及び仙台市を代理する権限を有するものでないこと。

イ 県及び仙台市が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。

(3) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(4) 共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではありません。

(5) 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできません。なお、県は必要に応じ、提出書類以外に資料や図面等の提出を求める場合があります。

(6) 提出書類の保管

申込内容について照会、確認を行う場合があるので、申込書類一式は、必ず写

しを協定期間終了まで保管してください。

(7) 業務上知り得た購入希望者及びその関係者の情報の適正な管理

ア 支援事業者は、個人情報の保護に関する法律施行条例その他関係法令を遵守すること。

イ 業務上知り得た情報については、県・仙台市・支援事業者・落札事業者間で共有する旨、購入希望者から承諾を得た上で4者においてのみ情報を共有すること。本事業以外での取扱いの詳細は、協議の上定めることとする。

(8) 参加申込受付後の取扱い

申込状況及び審査に関する質疑、照会には応じられません。

10 担当窓口

環境政策課省エネ・再エネ推進班

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階北側

電話番号：022-211-2664

メール：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp